

第 7 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年 1月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋
市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋
市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する貸店舗で、特定非営利法人〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が借主となっている家屋
の平成17年、平成18年及び平成19年の 1月 1日現在の固定資産評価額（以下
「本件請求情報」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）
を行った。

2 同月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、固定資産課税台帳のうち請求に係る部分を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

本件請求情報は、納税者である個人の財産に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められる情報であるため。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当

本件請求情報は、固定資産税の課税事務のために収集した情報であり、第三者に公開されることを想定しておらず、仮に本件請求情報を公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、今後課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされないおそれがあるなど、税務行政の公正又は適正な運用に多大な支障を生ずるおそれがあるため。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 7 号に該当

本件請求情報は、税務に関する情報であり、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条に規定する守秘義務により、非公開を前提にしているものであるため。

- 3 同月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件法人が木造 2階建物の内外装整備費として支出した 560万 7千円の中に市交付金 209万 6千円が投入されていることは明らかである。

(2) この内外装整備工事で、南北に走る市道の東側に面した部分を土間からフローリングにするとともに、アルミサッシやアルミのドアにするなど大規模な改修が行われており、遅くとも平成19年度には課税されているはずである。

(3) 本件は、増改築補助により木造住宅としての価値が上がったことから、評価額の見直しが当然なされるべきだと思い、本件公開請求を行ったものである

(4) 本件処分を取り消し、守秘義務を遵守しつつ、課税の有無について異議申立人に通知することは可能であると考ええる。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 1号について

本件請求情報は、固定資産税の課税に当たり作成された、固定資産課税台帳に登録されている納税者個人の財産に関する情報である。この情報は、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

2 条例第 7条第 1項第 5号について

本件請求情報は、固定資産税の課税事務のために必要な情報であり、納税者と本市との信頼関係を前提に、納税者からの協力を得ながら収集したもの

である。この情報は、第三者に対して公開することを想定しておらず、仮にこの情報を公開した場合、納税者と本市との信頼関係が損なわれ、納税者からの協力を得ることが困難になるなど、今後の課税事務に必要な情報の円滑な提供がなされなくなるおそれがある。その結果、納税者との信頼関係を前提に成り立っている税務行政の公正又は適正な運営に多大な支障を生ずるおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

3 条例第 7 条第 1 項第 7 号について

本件請求情報は、税務に関する情報であり、法第22条に規定する守秘義務により、非公開を前提としているものであることから、条例第 7 条第 1 項第 7 号に該当する。

なお、家屋の改修等があったことにより、固定資産税（家屋又は償却資産）の価格を見直したかどうかについては、何人も知ることができる情報ではなく、法における秘密に該当する事項と考える。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件請求情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 5 号又は第 7 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 固定資産課税台帳について

固定資産課税台帳は、家屋の所有者の住所（所在地）、氏名（名称）家屋の所在、家屋番号、評価（按分）床面積、（按分）価格、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、所有者異動状況等が記載されており、実施機関は、法に基づき、当該家屋への現地調査や所有者から提示された書類をもとに、固定資産課税台帳を作成している。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、本件請求情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件請求情報は、納税者個人の財産に関する情報であり、氏名の記述により、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(3) 次に、本件請求情報が通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件請求情報は、納税者個人の所有する家屋の評価価値に関する情報であり、個人の財産に関する情報である。また、本件請求情報は、通常公になっているものでなく、一般人の感受性を基準として判断すれば、他人に知られることを欲しないものであると認められる。

(4) したがって、本件請求情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 条例第 7条第 1項第 5号及び第 7号該当性

実施機関は、本件請求情報が、条例第 7条第 1項第 5号及び第 7号にも該当すると主張しているが、上記 4で判断したように、本件請求情報は非公開とすべきであると考えるので、これらについて重ねて判断する必要はない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 2月 6日	諮問書の受理
2月22日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意

	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月26日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
12月11日 (第85回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成20年 1月18日 (第86回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月12日 (第87回審査会)	調査審議
平成21年 2月10日 (第99回審査会)	調査審議
2月20日	答申